

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長、矢野君。

住民課長（矢野 修司）

おはようございます。

議案第3号、多度津町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

平成24年4月6日に公布されました国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）の中で、所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度が平成27年度より恒久化されることとなり、同法「72条の4」が新設されたことに伴い、本条例中の引用条文の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第8条第1項において、引用法令条文を現行の「第72条の4」から「第72条の5」に改めるものでございます。

1ページにお戻りください。

附則として、施行期日について、「この条例は、公布の日から施行し、改正後の多度津町国民健康保険条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。」と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第3号の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。